

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第12号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中第53号を第54号とし、第47号から第52号までを1号ずつ繰り下げ、同表第46号青少年相談室職員、教育支援教室指導員の項中「168,000」を「183,000」に改め、同号を同表第47号とし、同表中第45号を第46号とし、第24号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

24	心理発達嘱託員	月額	255,000
----	---------	----	---------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。